権力側の「地ならしリーク」疑念

写真は読売新聞 7 月 24 日朝刊社会面。「佐川氏ら再び不起訴へ」「森友問題捜査終結」という大きな見出しの記事。「大阪地検週内にも」と書きながら、かなり断定的な論調だ。

佐川氏ら再び不起訴へ

森友問題 捜査終結

大阪地検 週内にも

学校法人「森友学園」を巡る問題で、大阪地検特捜部は、国有地売却に関する背任容疑や決裁文書改ざん・廃棄に対する有印公文書変造容疑などで告発された佐川宣寿・元国税庁長官(61)や財務省幹部ら計10人について、週内にも再び不起訴にする方針を固めた。検察審査会の「不起訴不当」議決を受けて再捜査したが、いずれも起訴するだけの違法性が認められないと判断したこれで佐川氏らへの捜査が終結する。

背任など違法性認めず

財務省の調査によると、近畿財務局は2016年6月、大阪府豊中市の国有地について、地中のごみの撤去費約8億2000万円を差し引き、1億3400万円で学園に売却。国有地の安値売却問題が浮上した17年2月以降、財務省理財局が近畿財務局に指示し、当時理財局長だった佐川氏の国会答弁と整合性を取るため、決裁文書を改ざんした。

特捜部は市民団体などから、安値売却に関する背任容疑や、文書改ざんに対する有印公文書変造容疑などでの刑事告発を受けて捜査。18年5月、国有地売却については撤去費の積算が不適正とは言えず、決裁文書改ざんも「改ざん後の文書に虚偽の内容が含まれていない」として、佐川氏ら告発された38人全員を不起訴にした。

これに対し、大阪第1検察審査会は今年3月、佐川氏ら10人に対する不起訴不当を議決した。審査会は議決で「国有地の値引きが妥当かどうか、十分な捜査が行われていない」と指摘。公文書の改ざんについても、大幅な削除がなされて原本の内容が変わってしまっており、「変造と言わざるを得ない」とした。

これを受け、特捜部は検事約10人態勢で多数の関係者を再聴取するなどし、約3か月半にわたって再捜査。しかし、国有地売却では、地中にごみが一定量存在しており、値引きが不当とまでは言えず、決裁文書改ざんも過去の同種事件と比較した結果、明らかな虚偽の記載がなければ起訴することはできないと判断した。

森友問題を巡る経過

2018年5月31日

大阪地検が佐川氏らを不起訴処分

市民団体などが不服申し立て

大阪第1検察審査会(11人)の審査

19年3月15日付

起訴相当(8人以上) / 不起訴不当(過半数) / 不起訴相当

大阪地検が再捜査

不起訴

終結

森友学園問題の構図

財務省

理財局

佐川局長(当時)

文書廃棄

決裁文書改ざん指示

近畿財務局

国有地大幅値引き

森友学園

※財務省の調査などに基づく

24 日、読売新聞が出した「佐川元長官や財務省幹部ら、再び不起訴…大阪地検が捜査終結」の記事。こういう記事を記者は「前打ち」と呼ぶ。すぐに結果が分かることを一分一秒を争って出すことに何の意味があるのか、という批判もあるが、私自身、NHK の記者としてこの種の前打ち記事にも力を尽くしてきた。これが担当記者の純粋な取材努力によるものならば、そして内容が真実ならば、事実を先駆けて伝えたということで称賛したいと思う。だが、これはそういう「記者の努力」によるものなのだろうか。

去年 5 月、大阪地検特捜部が森友事件で告発されていた佐川氏をはじめとする財務官僚ら全員を不起訴処分にした時。あの時も、読売新聞が 2 週間ほど前に「不起訴へ」という前打ち記事を書いた。これは偶然の一致なのか。

読売大阪社会部はかつて検察取材に強かった。だが今は違う。私は当時 NHK 大阪放送局の司法担当記者だったが、検察取材に関して読売を怖いと感じたことはなかった。産経は警戒していたが。

実際、読売はその前打ち記事の直前に「籠池被告 詐欺認める方針」というトンデモ記事を書いている。もちろん籠池氏は一貫して起訴事実を認めていない。検察幹部もあきれかえる大誤報だ。それくらい取材ができていない新聞社が、この前打ち記事だけ取材できるということがあるだろうか。

とするとこの記事も昨年の記事も、いずれもいわゆる権力側の「リーク」ではないのかという疑念が生じる。権力側が世論の地ならしのために特定のマスコミを使って行う「リーク」。そうではないと言うなら、ぜひこの記事を書いた読売の記者に聞いてみたい。

(2019 年 7 月 30 日)